

16 大学の社会的責任（USR）に関する事項

1 大学の社会的責任（USR）に関する事項

内部監査は各部署が所管する予算が法令及び学内の規程等に準拠し、かつ予算計上目的に照応して執行されているかを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。

内部監査には毎会計年度に行なう「定期監査」と学長の指示に基づいて随時行なう「臨時監査」の2種がある。

● 定期監査

2010年度は内部監査計画承認書に基づき、予算執行に係る抽出監査として、以下のとおり監査を行なった。

- ①「科学研究費補助金」に係る業務監査。（2008年度分）
- ②「宗教部」「国際部」「保健管理センター」「情報メディアセンター」及び「高大連携推進室」にかかる予算執行全体監査。（2007年度及び2008年度分）

上記項目別に報告書をまとめ学長に提出した。今後は学長の指揮のもと、必要に応じて改善がはかれることとなる。

● 臨時監査

学長の指示のもと、1）1億円以上の契約を結ぶとき、2）2,000万円以上の随意契約を結ぶときの2点で決裁前臨時監査を実施した。16件（3月1日現在）を逐一報告書にまとめ学長に提出し、学長の指揮のもと改善がはかれた。

2 事業評価制度

2000年度から導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としており、個々の事業の妥当性などを検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現を目指している。

2010年度においては第3回予算決算会（2010.7.1）、第5回予算決算会（2010.11.4）等にてのべ325事業を対象に事業評価を実施した。本事業評価において、事業改善が必要とされた事業（①の「改善」、②の「C」、③の「2」）は、

回	対 象		評 価
第1回事業評価	①	○前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 ○前年度期中(補正等)に起こった新たな事業 ○特に事業評価を必要とする事業	継 続：44事業 終 了：55事業 改 善：1事業 評価保留：1事業
	②	○前年度決算にて予算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 ○収入科目で予算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業	A：10事業 B：35事業 C：2事業
	③	○補正予算額が当初予算額と比べて40%以上増加した事業 ○補正予算額が当初予算額と比べて40%以上減少した事業	1：21事業 2：0事業
第2回事業評価	①	○当該年度の新規事業 ○年次計画で進行中の大型事業 ○部局長会・予算決算会等で今後の検討課題となった事業	継 続：18事業 終 了：43事業 改 善：2事業 評価保留：93事業 廃止/中止：0事業

対象	評価の種類	
①	継 続	事業を継続するもの
	終 了	事業の終了したもの
	改 善	事業継続にあたって事業内容や実施方法等改善が必要とされるもの
	評価保留	年度途中で事業が完了していない事業で現時点で評価が出来ないもの
	廃止/中止	事業の中止・廃止・一時的な休止とするもの
②	A	当初目的の事業が推進された上で、業者間の価格競争を伴う契約等により経費削減施策が実施されたと判断されるもの
	B	予算額の見込み違い（予算修正が補正予算締切に間に合わなかったものを含む）、または妥当性のある理由を伴う事業の先送り、もしくは中止によるもので、執行残が大学運営に及ぼす影響はないと判断されるもの
	C	予算執行残の原因となった事業の未執行が、教育研究活動を中心とした諸活動に影響を及ぼすと判断されるもの
③	1	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断されるもの
	2	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断できないもの

のべ5事業となった。これに対し、当該事業担当部署に改善計画の策定・報告を求め、その報告内容を部局長会で審議し事業の改善に努めるよう促した。

3 法令遵守の取り組み

高い公共性・社会性を有する大学として、倫理及び社会通念に見合った大学運営を行うため、法令を遵守し、継続的に規程整備及び研修に努めている。

●専門部署設置の検討・決定

2010年度においては、法令遵守・内部統制を所管する専門部署の新設について検討を進め、2011年4月に「総務部法務課」（以下「法務課」）を新設することを決定した。法務課には、法律分野において優れた知識と経験を持つ専門家（法務アドバイザー）を配置し、法律問題や契約関係等における事務支援を強化し、内部統制・法令遵守を重視した大学運営に努めることとしている。

●研修の実施

人権啓発に関する研修等を毎年度実施しているほか、新規採用の教職員に対し、ハラスメント防止に関する研修を実施した。

4 情報公開の取り組み

私立大学は、従来から高い公共性を有する高等教育機関として、社会的責任を果たすため、管理運営体制や財務情報等（以下「法人情報」）だけでなく、教育・研究・社会貢献等各種諸活動に関する情報を広く社会に公表することが期待されている。

本学では、これまでも様々な情報を広く公表してきたが、今般の2011（平成23）年4月1日施行の学校教育法施行規則等の一部改正（教育情報の公表の義務化）を踏まえ、新たに情報の公表に関する規程を整備し、本学Webサイト等を通じて、法人情報及び教育情報を、より積極的に発信・公表することに努めた。

5 個人情報保護の取り組み

個人情報の利用が著しく拡大していく社会的背景の中、企業や大学において個人情報が漏洩する事件・事故が後を絶たず、学生、保護者、卒業生等、多くの個人情報を有する大学として、個人情報の保護は重要な責務であると認識している。

本学では、2002年に「個人情報の保護に関する規程」及び「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取り組んできた。

また、2005年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、及び相談窓口の設置等の取り組みを行っている。2007年には、万が一個人情報の漏洩が発生した場合など、危機発生時の危機管理について定めた「危機管理規程」を制定した。

2010年度においては、「情報セキュリティポリシー」策定に向けた検討を進めた。また、法令遵守・内部統制を

所管する専門部署の新設について検討を進め、2011年4月に「総務部法務課」を新設することを決定した。

6 環境への取り組み

本学は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正に基づき、法人が『特定事業所』、深草キャンパスが『第一種エネルギー管理指定工場』に指定されたことに伴い、これまで以上にエネルギー消費量を原単位換算で年1%以上の低減が必要となった。

そのため、これまで以上に省エネに対する努力が求められていることから、具体的な環境対策として以下のとおり取り組んだ。

●環境にやさしい大学づくりの推進

大学の社会的責任を果たすべく、地球温暖化対策推進委員会の下に「エコキャンパス基本方針策定ワーキンググループ」を設置し、第5次長期計画に沿った環境にやさしい大学づくりを推進するための基本方針を検討した。

●施設・設備における環境対策の推進

深草キャンパス2号館、4号館の省エネ改修として、照明器具取替、空調装置のインバータ制御化、窓の遮熱フィルム施工等を行った。

また、4ヵ年事業の初年度として中央監視システム更新を行い、効率の良いエネルギー管理の実現のため、BEMS（Building and Energy Management System）を導入した。

